

国立大学法人浜松医科大学における教員選考の基本的な方針

平成31年4月1日
学 長 裁 定

第1 趣旨

この基本的な方針は、国立大学法人浜松医科大学（以下「本学」という。）の建学の理念等に基づき、学長のリーダーシップの下、全学的な視点で柔軟かつ機動的に優秀な教員の選考を行うために定めるものとする。

第2 教員の選考の考え方

1. 本学の建学の理念等の遂行に寄与できる人材を選考する。
2. 公募を原則とし、教育能力、研究業績及びその他の必要な能力を総合的に評価する。
3. 若手教員、女性教員、外国人教員等の多様な人材の確保に努める。
4. 外部資金等を活用した教員の採用促進など、運営費交付金に依存しない財政コストを意識した教員選考を推進する。
5. 弾力的かつ多様な雇用形態を導入し、教育研究等の活性化を図る。

第3 教員選考の方法

教員の選考にあたっては、選考過程の公平性及び透明性を図るものとする。

付 記

この方針は、平成31年4月1日から施行する。